

発行 No. \_\_\_\_\_

山田 花子 様

年 月 日

株式会社 大桂サービス

本社:神奈川県横浜市栄区上郷町 155 番地

## アフターサービス保証書

下記住宅に関し、「アフターサービス基準書」に基づき  
アフターサービスを保証いたします。

物件名 : 住まいの三重奏マンション

住所 : 神奈川県横浜市中区尾上町 2-18-1 YSビル 8階

お引渡し日 : 26年 6月 1日

- 保証期間 : お引渡し日より起算し、各項目に関し「アフターサービス基準書」記載期間  
本書は、保証期間内において対象物件をご売却されたときは、これをもって  
保証期間満了といたします。
- 対象項目 : 「アフターサービス基準書」記載の通り
- 保証内容 : 対象項目に該当する事象が発生した場合、無償にて補修いたします。
- 連絡窓口 : 株式会社 大桂サービス 住まいの三重奏  
TEL: 045-640-3080  
(受付時間: 9:00~17:30 / 定休日: 土曜日・日曜日)

以上

保証内容の説明を受けアフターサービス保証書を受領しました。

氏名 \_\_\_\_\_

# アフターサービス基準

---

## 第1条 請負者アフターサービス

請負者(株式会社大桂サービス)は、注文者に対し、このアフターサービス基準に基づいてアフターサービスを行います。

## 第2条 アフターサービス期間

アフターサービス期間は、引渡し完了確認書記載の引渡し日に始まり、「アフターサービス事項」の部位毎に記載された期間が経過した時に終わります。

## 第3条 アフターサービス適用

注文者は、アフターサービス事項に該当する現象(以下「アフターサービス対象現象」という)が発生した場合はすみやかに請負者に通知するものとします。請負者は通知された事項に対し、その補修の責を負います。

## 第4条 補修の内容

1. 補修とは、建物引渡し時の設計、仕様、材質等に従って、正常な状態に回復するための補修、取替等の工事をいいます。
2. 前項の工事の対象には、アフターサービス対象現象の原因となったアフターサービス対象部位のほか、当該アフターサービス対象現象により建物に生じた被害部分を含みます。
3. 前2項規定にかかわらず、建物の部位、設備などのモデルチェンジ、技術改良その他の理由によりアフターサービス対象現象の発生前と同様の補修ができない場合は、同等の別部品による補修・取替又は相当の代金により、これに代えることができるものとします。

## 第5条 アフターサービスの免責事項

アフターサービス対象現象が次の理由によって生じた場合には、補修の責任を負いません。

1. 別記保証基準の適用事項に該当しない場合。
2. 天災地変その他不可抗力並びに買主又は第三者の故意又は過失によるもの。
3. 「設備機器等取扱説明書」などに示された、住まい方、取り扱い方、メンテナンス方法によらない場合、または通常の住まい方と異なる使用、並びに維持管理不十分に起因する場合。
4. 当社以外の者による増改築、設備の変更、擁壁、地盤変更などの工事ならびに当社以外の者による屋根にベランダ、水槽、アンテナ、ソーラー設備等の取り付けを行いこれに起因するもの。
5. 買主の支給による資材および機器類または支給工事、ならびにこれに起因するもの。
6. 木材の乾燥による反り、ひび割れなど自然特性、経年変化に伴う現象で機能上さしつかえのない場合及び、結露又、瑕疵によらない自然の摩耗、カビ、さび、変質、その他類似の事由によるもの。
7. 契約時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象またはこれに起因するもの。
8. 仕上げのキズ、汚れで引渡し時に申し出のなかったもの。
9. 近隣の土工工事、建築工事などの外的要因によるもの及び敷地とその周辺の地殻変動、地滑り、崖崩れ等によるもの。
10. 周辺環境、重量車両の通行による振動等、塩害、公害に起因すると思われるもの。
11. ピアノ、本棚等の重量物の不適切な設置、使用によるもの。重量車両等の駐車及び出入りによるコンクリート土間のひび割れ及び沈下。
12. 生物(犬、猫、ネズミ、ゴキブリ等)の害に起因する損傷、機能不良及びびダニなどの害に起因するもの及び蟻などの自然発生したもの。
13. 植物の根(竹等)等の成長に起因するもの。
14. 常時居住者が入居していない物件。
15. 建物の使用上影響のない居住性能に関するもの。
16. 当社保証基準の適用除外項目に該当するもの。

17. 第三者へ譲渡した場合。  
 18. 敷地内の埋設物については一般生活を営むうえで支障がないもの。

第6条 アフターサービスを受けるための維持管理

請負者及び注文者は、「機器取扱い説明書」等に基づき建物の適切な維持管理に努めるものとします。

第7条 アフターサービスの対象等

本アフターサービスを受けることのできる対象者は当社との原契約による原取得者とし、譲渡された場合の転得者は対象外といたします。

**アフターサービス基準書**

■アフターサービス部分:専有部分内重要インフラ部分 (リノベーション住宅推進協議会指定の基準)

部位・設備	項目	内容	現象	期間
給水管	各配管	給水管	破損、漏水	2年
給湯管	各配管	給湯管	破損、漏水	2年
排水管	各配管	排水管	破損、漏水	2年
ガス配管	各配管	ガス管	破損、ガス漏れ	2年
電気配線	各配線	電気配線	破損、結線不良	2年
通信配線	各配線	電話・TV配線	破損、結線不良	2年
分電盤	分電盤		破損、結線不良、取付不良	2年
換気設備	換気設備	換気扇	破損、動作不良、取付不良	2年
火報設備	住宅用火災報知器		取付不良	2年
床・壁・天井下地	床下地組	根太組・置き床下地 下地合板貼含む	そり、破損	2年
	壁下地組	木軸組・軽量鉄骨下地 下地プラスターボード・合板貼含む	そり、破損	2年
	天井下地組	野縁組・軽量鉄骨下地 下地プラスターボード・合板貼含む	そり、破損	2年
浴室防水	浴室防水	漏水	漏水	2年

■アフターサービス部分:専有部分内 内装及びその他設備

対象 部位・設備	現象	期間	備考
間仕切壁 (構造耐力上主要な部分を除く)	木造部分の木材の変形・変質による著しい反り・すきま	2年	・木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形は除く ・幅1mm以下のすきまは除く
天井	木造部分の木材の変形・変質による著しい反り・すきま	2年	・木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形は除く ・幅1mm以下のすきまは除く
床・階段(仕上材)	変形・剥離・変質又は著しい浮き・すきま・きしみ音の連続発生	2年	・木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形は除く ・幅1mm以下のすきまは除く
内装仕上材(壁・床・天井)	変形・破損・仕上材の剥離・浮き・すきま	1年	・畳表・傷・汚れは引渡し前点検確認時のもののみ ・幅1mm以下のすきまは除く

対象 部位・設備	現象	期間	備考	
内部タイル仕上	仕上部分及び目地部分の破損	6ヶ月	・幅 2mm 以下のひび割れは除く	
内部塗装(金属部)	はがれ、ひび割れ	1年		
内部塗装(木部)	はがれ	1年		
網戸	作動不良・破損	1年	・網の破損は引渡し前点検確認時のもののみ	
敷居・鴨居	変形	2年		
内部扉・襖・障子	開閉不良・施錠不良・がたつき	1年	・ガラス・襖紙・障子紙の破損は引渡し前点検確認時のもののみ	
建具金物・カーテンレール	変形・破損・作動不良・取付不良	6ヶ月		
造作建具(押入を含む)	木造部分の木材の変形・変質による著しい反り・すきま・割れ	2年	・木材の乾燥収縮によるひび割れ、変形は除く ・幅 1mm 以下のすきまは除く	
電気設備	分電盤	接続不良・取付不良	2年	
	配管・配線・スイッチ・コンセント	配管・配線の接続・支持不良・破損・取付不良・作動不良	6ヶ月	
	照明器具・インターホンブザー	接続不良・取付不良	1年	・電球電池等消耗部品は除く ・機器の作動不良はメーカーの保証期間による
作動不良		6ヶ月		
給排水設備	給水管	水漏れ・接続不良	2年	
	排水管(屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある雨水を排除する為に設けられたものを除く)	水漏れ・排水不良	2年	・パッキン等の消耗部品の劣化は除く
	トラップ	作動不良	2年	
	給水栓	作動不良・取付不良	2年	
給排気設備	煙突	変形・取付不良	2年	
	換気扇・換気口・レンジフード	破損・作動不良	2年	・機器使用説明書による維持管理が前提となります ・機器の作動不良はメーカーの保証期間による
ガス・石油設備	配管・栓	配管の破損・ガス栓の取付不良・作動不良	2年	・ゴム管の破損は除く
	設備機器	取付不良	2年	・機器使用説明書による維持管理が前提となります ・機器の作動不良はメーカーの保証期間による
		作動不良	1年	
厨房設備	水漏れ・取付不良	2年	・機器使用説明書による維持管理が前提となります ・機器の作動不良はメーカーの保証期間による ・シーリング材の表面劣化は除く	
	シーリング材の不良	1年		
	作動不良	1年		
衛生設備	水漏れ・排水不良・破損・取付不良	2年	・機器使用説明書による維持管理が前提となります ・機器の作動不良はメーカーの保証期間による	
	作動不良	1年		

対象 部位・設備		現象	期間	備考
浴室設備	浴槽その他	水漏れ・排水不良・破損・取付不良・作動不良	2年	
	ユニットバス	取付不良	2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器使用説明書による維持管理が前提となります</li> <li>・機器の作動不良はメーカーの保証期間による</li> <li>・シーリング材の表面劣化は除く</li> </ul>
		作動不良	1年	
シーリング材の不良	1年			
冷暖房設備	配管	水漏れ・排水不良	1年	
	機器	取付不良	2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器使用説明書による維持管理が前提となります</li> <li>・機器の作動不良はメーカーの保証期間による</li> </ul>
作動不良		1年		

